

中国における知的財産情報分析の制度化とその活用

— 専利導航から意思決定支援の標準化へ —

The Expanding Role of Intellectual Property Data Analysis in China



独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） 香港事務所 知的財産部長

南川 泰裕

2011 年特許庁入庁。審査官・審判官として医療用の診断機器や表示装置などの審査・審判業務に従事。特許審査の品質管理や研究者の知財支援に関する業務も担当。2025 年 9 月から現職。

1 はじめに

中国の知的財産をめぐる動向は、近年、国際的にも大きな注目を集めている。中国の専利¹ 出願件数は 2011 年に世界一となり、PCT 国際出願件数についても 2019 年以降、世界首位の地位を占めている。2021 年には「国家標準化発展綱要²」で標準と知的財産の連携の推進が示され、第 5 世代移動通信（5G）などの分野の国際標準化では中国企業が大きな存在感を示している。

その背景には、創出された膨大な専利をいかに実際の産業活動や経済価値へと結び付けるか、すなわち「専利の転化³・運用」を重視する政策的な問題意識がうかがえる。近年の中国では、知的財産に関する各種情報を体系的に分析し、その結果を政策や事業戦略における意思決定へ活用するための仕組みづくりが進められてきた。「知的財産の価値評価」や「専利導航」は、こうした取組を支える代表的な手法である。

本稿では、専利導航の展開と、その後に策定された各種ガイドラインを中心に、近年の中国政府による公式文書や施策の動向を概観し、中国における知的財産情報分析がどのように制度化され、意思決定を支援する仕組みとして発展してきたのかについて整理する。

なお、本稿の内容は筆者個人の見解であり、所属組織

の公式な見解を示すものではない。

2 中国における知的財産情報分析

2.1 政策文書における 知的財産情報分析の位置づけ

中国の現在の知的財産政策において重要な位置を占めているのが、「知的財産権強国建設綱要（2021-2035 年）⁴」（以下「知財強国建設綱要」という）である。知財強国建設綱要は、知財分野における制度・能力・国際競争力を総合的に向上させ、2035 年までに知的財産強国となることを目標とした長期戦略である。

知財強国建設綱要では、イノベーションを「発展を牽引する一番の原動力」と位置づけ、知的財産権を「国家発展の戦略的資源及び国際競争力の中核的要素」として捉えている。このような考え方のもとで、中国の知的財産政策は、国家発展や産業の高度化と強く結びついて展開されてきた。

また、知財強国建設綱要では、知的財産権に直接関わる「代理、法律、情報、コンサルティング」に加え、「知的財産権の資産評価、取引、転化、供託、投資・融資」などの知的財産情報の分析結果を判断に利用するサービスの強化にも言及されている。中国政府は、権利の取得や利用にとどまらず、知的財産情報分析に基づく評価を

1 「専利（專利）」は、特許、実用新案、意匠の総称。

2 「国家标准化发展纲要」 https://www.ndrc.gov.cn/fggz/fzlggh/gjjzxgh/202112/t20211201_1306575.html

3 「転化（轉化）」は、専利のライセンス供与や売却に加え、自社による事業化や製品化も含む知財活用を示す語。

4 「知识产权强国建设纲要（2021-2035 年）」 https://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm [ジェトロ解説] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/analysis/5647b2f51bc48162.html>

前提とした、より高度で戦略的な知的財産の活用や、それを支える社会システムの整備も進めていると理解される。

2023年10月に国务院弁公庁によって公表された「専利転化運用特別行動計画（2023-2025年）⁵」には、こうした知財強国建設綱要に示された方向性を踏まえ、「専利制度の優位性を革新発展の強大な原動力へと転化する」ことを目標として、大学・研究機関における未活用専利の流通・運用を促進すべく、専利の整理、選別と再活用を中心とした取組方針が示されている。

同計画では、知的財産の運用を企業経営や金融施策と結び付ける方針も明確に示されており、重点産業分野における高価値専利の育成に加え、全国的な知的財産運営サービス・プラットフォーム体系を整備し、その機能を強化することが具体的な取組として掲げられている。実際に、専利の内容や活用状況、評価や取引に関する信用情報、技術動向や出願状況といった分析結果などを集約・整理する国家及び地方レベルの多くのプラットフォームが既に整備・運用されており、これらの取り組みを支えている。

2.2 専利導航

これらの政策文書の中で、特許情報を産業政策や企業活動に体系的に活用するための具体的な政策ツールとして位置づけられているのが、専利導航である。

専利導航とは、2010年代初頭に国家知識産権局（CNIPA）によって提起された、専利情報の体系的な分析により、産業発展や技術選択の方向性を示す取組である。既存の特許分析と比較して分析内容に特別な独自性があるわけではないが、企業や政府の意思決定に組み込まれた政策プロジェクトとして実施される点にこそ、強い実践的志向という専利導航の特徴がある。専利導航は地方政府や産業園区（行政主導の産業集積エリア）の管理機関による試行事業として始まり、産業別・地域別のモデル事業を通じて段階的に展開されてきた。

地方政府は、重点産業の選定や産業配置の検討、関連支援施策の立案といった政策判断を行うにあたり、客観的な情報整理を必要としている。専利導航はその判断を支えるための分析手段として活用されてきた。一方、企

業や研究機関は、こうした政府主導のプロジェクトに参加し、情報提供等を通じて分析に協力するとともに、分析結果を事業検討や研究開発の参考として活用する。

また、専利導航の政策的展開を支える情報基盤として「専利導航プラットフォーム⁶」が整備されている。同プラットフォームには、国家や地方のモデル事業として実施された産業別・技術分野別の専利導航の分析成果が集約されている。地方政府、企業、研究機関等は、それらを参照し、二次的に活用することができる。

このように、専利導航は個別の分析プロジェクトにとどまらず、情報基盤の整備を通じて、産業政策や企業活動における継続的な意思決定を支援する政策ツールとして発展してきた。



図1：専利導航プラットフォームの画面例
(分析結果に加え、専利データやライセンス等の情報、関連機関や人材情報等を集約した情報基盤)

3 専利導航指南と知的財産情報分析利用指南

3.1 専利導航指南の内容とその位置づけ

前節で述べたように、中国では、地方政府を主体とする専利導航の試行やモデル事業が各地で積み重ねられてきた。こうした実務の蓄積を通じて、専利情報分析の進め方や成果の扱い方について一定の共通認識が形成されつつあったことを背景に、2020年に国家標準（任意標準）「専利導航指南⁷」が制定された。

5 「専利转化运用专项行动方案（2023-2025年）」https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6910281.htm
[ジェトロ解説]https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20231023.pdf

6 「国家专利导航综合服务平台」<https://www.patentnavi.org.cn/>

専利導航指南は、地域、産業、企業等の利用者の属性ごとに、典型的な専利情報分析の類型と、それを実施するための業務構成（利用する情報、選択される分析手法とその手順、想定される結果、品質管理の考え方）を整理したものである。これさえ読めば誰でも分析を実施できるという詳細な解説書ではないが、「中国における知財情報分析の業務内容とその適用範囲」を国家標準として明確に言語化した点に重要な意義がある。

そして、専利導航指南は、地方政府や関連機関が専利導航という政策ツールを企画・実施する際に、分析の進め方や成果の扱い方を整理するための実務上の指針として機能してきた。

3.2 知的財産情報分析利用指南の策定とその特徴

専利導航指南によって、中国における専利情報分析の基本的な業務構成や活用場面が国家標準として整理された一方で、知的財産情報の活用は、その後もさらに多様な場面へと広がっていった。ライセンスや事業評価、知財金融、国際標準への対応などの分野では、分析対象や評価視点は多元化し、知財エコシステムを構成する多様な主体の間での認識の共有が求められる。

このような分野で政策判断や事業判断、融資・保険の引受判断を実施する際には、専利情報に加え、標準、契約、経営、資産等の必要な情報を漏れなく整理し、合理的な意思決定を行ったと説明可能であることが求められる。こうした流れの中で、2026年3月に公開されたのが「知的財産情報分析利用指南⁷⁾」（以下「分析利用指南」という）である。

分析利用指南は、専利導航を含む既存の知的財産情報分析の取り組みを前提としつつ、分析の目的設定から成果の活用に至るまでの業務プロセスを整理し、知財情報分析を意思決定に結び付ける共通の考え方を体系的に示

したガイドラインである。

さらに、専利導航指南は主として分析の類型や業務構成を示すにとどまっていたのに対し、分析利用指南は、分析目的に応じた情報収集範囲の選択、分析結果を意思決定に結びつけるプロセス、評価結果の記録・管理、意思決定後のフィードバックに至るまでの一連の過程が具体的に示されている点に特徴がある。分析利用指南は、中国における知的財産情報の活用のための解説書として専利導航指南よりも一段踏み込んだ内容を備えたものである。



図2：知的財産情報分析利用指南の公表記事
(各省級局による周知・研修を通じて普及と活用を推進)

3.3 今後の展開

以上のように、専利導航から専利導航指南、さらには知的財産情報分析利用指南に至る過程は、分析手法の整理から意思決定への応用に至る制度化の段階的な展開とみることができる。このような動きは標準化分野でもみられ、2025年に公表された国家標準（任意標準）「科技成果转化标准指南⁹⁾」では、技術の価値や市場性等を踏まえた分析・評価に基づき、標準化の可否や方向性を判断する手順が既に整理されている。同指南は2016年版を改訂し、従来の基本的な指針に加え、分析および評価の具体化を通じて意思決定プロセスをさらに明確化したものである。

知的財産情報分析に基づく意思決定の枠組みは、今後さらに多様な領域において活用が進むと想定される。

7 「专利导航指南 (GB/T 39551-2020)」 <https://std.sacinfo.org.cn/gnoc/queryInfo?id=1EA3A2D051D78019343AB70D50AC58D6>

[ジェトロ解説] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/ip_20220222.pdf

8 「知识产权信息分析利用指南」 https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/5/art_75_205041.html

[ジェトロ解説] <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2026/1e8c6afd6c416412.html>

9 「科技成果转化标准指南 (GB/T 33450-2025)」 https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202511/content_7047135.htm

4 最近の施策にみる 知的財産情報分析の活用

4.1 知財金融と知財価値評価の動向

中国では、専利の活用を後押しする施策として、専利権を担保とする融資や知財保険制度が活用されている。地方政府も、融資に係る利息補助や金融機関向けのリスク補償制度を通じて、その利用を促進している。これらは、イノベーション活動を資金面から支援する仕組みとして位置づけられている。

その前提となるのが、専利の適切な価値評価である。金融機関や評価機関、保険機関等は、専利の技術内容、権利状態、事業との関係性、市場性や成長性などを総合的に整理したうえでその価値を判断する必要がある。専利導航指南や知的財産情報分析利用指南を通じた分析手順の標準化は専利の価値評価に共通の枠組みを提供し、多様な関係者の連携を容易にしているといえる。

また、2026年3月に公表された「科技保険の高品質発展を加速させ、高水準な科学技術の自立自強を力強く支えるための若干の意見¹⁰⁾」においても、知的財産保険を含む科技保険の拡充が示されている。研究開発活動における知財情報分析の重要性は、今後さらに高まるとみられる。

4.2 標準必須特許分野における動向

国際標準や標準必須特許の交渉では、知財の評価を含む各種情報に基づいて、事業者間での利害の調整や説明が求められる。2024年に公表された「標準必須特許に関する反独占ガイドライン¹¹⁾」では、市場における公平な競争を保護するため、特許情報の開示や誠実交渉の確保など、ライセンスング過程における透明性が重視されている。

体系化された知的財産情報分析は、そのような説明や情報開示の前提となるものであり、社内での意思決定や説明の前提条件を整える役割を果たす。3章でみた各種ガイドラインは、SEPやライセンスングをめぐる評価

や交渉の場においても、判断の根拠を関係者間で共有し、業務や交渉を円滑に進めるための枠組みとして機能し得るものといえる。

5 おわりに

本稿では、中国における知的財産情報分析の制度化とその活用について、専利導航および関連するガイドラインを中心に整理してきた。中国では、知的財産は単に権利として取得・保有する対象ではなく、産業政策や企業活動、さらには金融や国際標準へ対応するための重要な資源とされている。専利導航から専利導航指南、さらには知的財産情報分析利用指南へと至る一連の動きは、知財情報分析そのものの普及に加え、知財を活用した意思決定プロセスを標準化しようとする試みと理解することもできる。

2026年4月に公表された「知的財産強国建設示範創建年度工作指引（2026）¹²⁾」においては、専利導航の活用と標準必須特許や特許プールの強化が、知的財産の高度な産業化を推進するための具体的施策として位置づけられている。本稿で解説した知的財産情報分析の枠組みは、太陽電池や電気自動車、IoT関連技術や人工知能分野などの業界団体を中心とした標準化の整備や、企業の意思決定において活用されているとみることができるとする。日本企業は、自社技術が中国の産業政策・標準化政策の中でどのような分析・評価の対象となり得るのかを理解する必要がある。

本稿が、中国における知的財産情報分析の役割とその制度化に至る過程についての理解の一助となるとともに、日本における知財情報の分析と活用、さらには知的財産の価値を引き出すための取組を考える際の参考となれば幸いである。

10 「关于加快推动科技保险高质量发展 有力支撑高水平科技自立自强的若干意见」https://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2026/202602/t20260228_195992.html

11 「标准必要专利反垄断指引」https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6985623.htm [ジェトロ解説]https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20241115.pdf

12 「知识产权强国建设示范创建年度工作指引（2026）」https://mp.weixin.qq.com/s/PaHdTJDTqbVthNxN8_kgxw